

電気事業法の改正について (御報告)

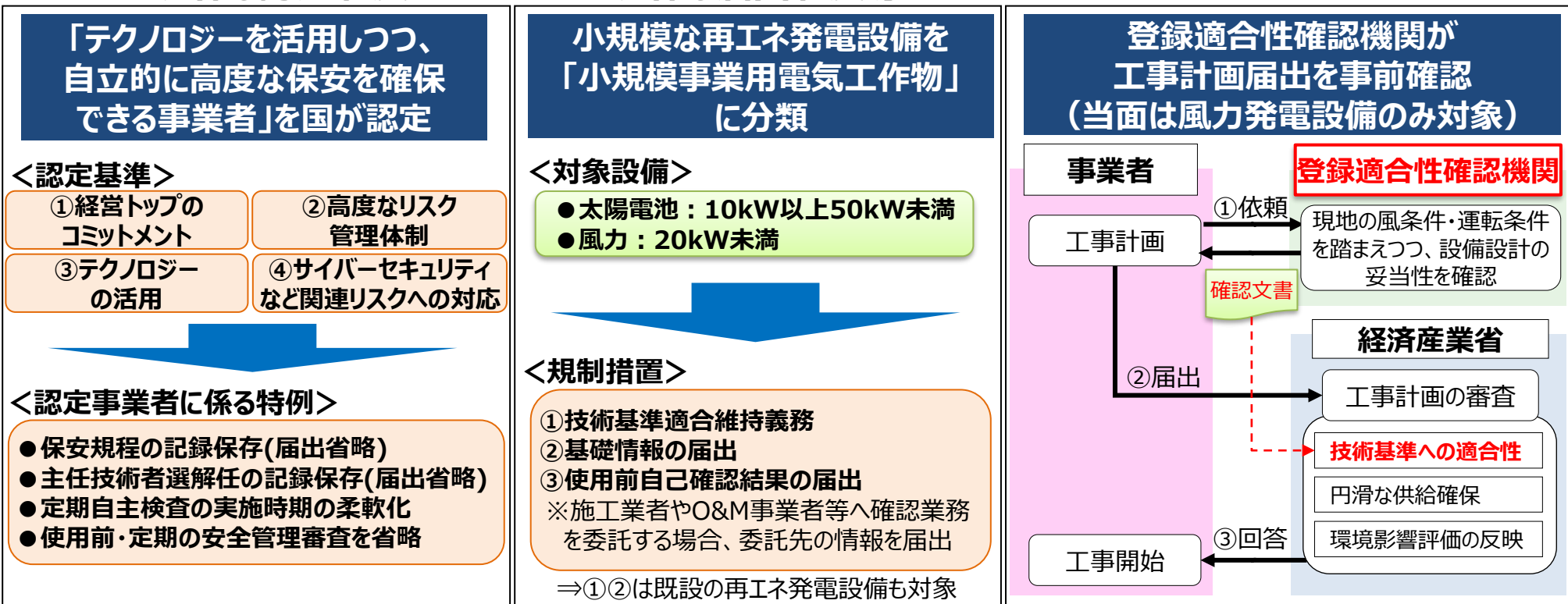
令和 4 年 7 月 2 9 日
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

- 1. 電気事業法改正の概要について**
2. 小規模事業用電気工作物に係る保安規制
の詳細設計について
3. 登録適合性確認機関に係る保安規制の詳細
設計について

1. 電気事業法の改正（令和4年6月15日成立）

- 第208回通常国会において、令和4年6月15日、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号。高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一括改正法案）が成立。
- 本改正により、電気事業法において、①**認定高度保安実施設置者に係る認定制度**、②**小規模事業用電気工作物に係る届出制度等**、③**登録適合性確認機関による事前確認制度**、の3制度が導入。

(1) 認定高度保安実施設置者 (2) 小規模事業用電気工作物 (3) 登録適合性確認機関による に係る認定制度 に係る届出制度等 事前確認制度



【参考】高圧ガス保安法等（※）の一部を改正する法律の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律

背景

- ✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法案の概要

- ✓ （１）スマート保安※の促進、（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の３つを柱に、**高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

（１）スマート保安の促進

- ✓ 「**認定高度保安実施事業者制度**」の創設【高圧・ガス・電力】
「**テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者**」を**厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す**。

- ・ 許可・事前届出を**事後届出・記録保存**へ
- ・ 国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに
- ・ 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化** 等

⇒ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

- ✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し【電力】**
小規模な太陽光・風力発電設備※を、「小規模事業用電気工作物」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする。
※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- ・ **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- ・ **技術基準維持義務、使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等



<太陽光パネルの崩落>



<風車の羽根の脱落>

令和3年4月～12月
未までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

- ✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化【ガス】**
災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。
※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

- ✓ **燃料電池自動車の規制の一元化【高圧】**
高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化（**高圧ガス保安法から適用除外**）。

- ✓ 「**登録適合性確認機関**」による確認制度の創設【電力】
今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）が**技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。



改正法の施行期日について

- ①認定高度保安実施設置者に係る認定制度の施行時期は、公布（令和4年6月22日）より1年6月を超えない範囲。同様の制度を導入する他法令（高圧ガス保安法、ガス事業法）との整合性も確保しつつ、認定要件等の整備を進める。
- ②小規模事業用電気工作物に係る届出制度等及び③登録適合性確認機関による事前確認制度は、今秋までに制度設計を具体化し、令和5年3月中の施行を目指す。
- 円滑な制度実施のため、早期の詳細設計と幅広い周知を実施していく。

<施行期日>

①認定高度保安実施設置者に係る認定制度	公布より <u>1年6月</u> を超えない範囲
②小規模事業用電気工作物に係る届出等	公布より <u>9月</u> を超えない範囲
③登録適合性確認機関による事前確認	//

(参考) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和4年5月11日 衆議院)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本改正が産業保安分野におけるこれまでの事前規制を中心とする規制体系から新たな規制体系への転換を図るものであることを踏まえ、改正事項の運用に当たっては、**公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提とし、我が国の産業保安水準の更なる高度化と持続的な向上を図るために必要な措置について不断に検討を行うこと。**
- 二 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における「認定高度保安実施事業者」の認定及び安全管理検査の特例等の運用に際しては、**中小事業者であっても電気・ガス等の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立**することができるよう、保安分野における**テクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援**等を通して、我が国全体の産業保安の水準が確保されるために必要な実効性ある措置を講ずること。
- 三 スマート保安の推進に当たっては、**テクノロジーの活用と人が担うべき保安とを相互に連携・融合**させつつ、より高度で強靱な保安管理体制を目指すものとし、デジタルトランスフォーメーションも見据えた**専門人材の活用**、熟練した技術者による中央・地方の事業者に対する**技術伝達の促進、若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援**等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すこと。
- 四 略
- 五 太陽光発電及び風力発電に係る小出力発電設備に対する規制の見直しにより、**二〇五〇年カーボンニュートラルの実現**に向けて有意義な小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、**再生可能エネルギーの導入と規制の実施とのバランスの取れた運用の在り方について引き続き検討を行うこと。**
また、**基礎情報等の届出手続**については、**設置者の負担を軽減**するとともに、**事務処理の効率化**を図るため、**可能な限りのデジタル技術の活用**に努めること。
さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて**立入検査等を通して十分に監視**し、その是正・改善に努めること。併せて、**いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止**、安全規制や立地規制等の**法令遵守の徹底**等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、再生可能エネルギー発電事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、**十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。**

(参考) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和4年6月14日 参議院)

政府は、本法施行に当たり、次の点に適切な措置を講ずべきである。

- 一 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における産業保安規制の運用に当たっては、**公衆及び保安作業者の安全確保を大前提**とし、今後の**テクノロジーの進展等に的確に対応**しつつ、保安水準の高度化及び持続的向上につながるよう、**規制体制の不断の見直しに努める**こと。
- 二 認定高度保安実施事業者制度の運用に当たっては、重大事故等の防止に向けて、認定審査を厳正に行うとともに、**適時適切な立ち入り検査等を通して保安の実施状況を十分に監視**し、あわせて、テクノロジーの活用により発生し得る**サイバーセキュリティに関するリスクへの対応に万全を期す**こと。
- 三 **テクノロジーと人が相互に連携・融合**したより高度で強靱な保安管理体制の確立に向けて、デジタルトランスフォーメーションも見据えた**専門人材の活用、熟練した技術者による技術伝達の促進、女性や若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援**等の取組を進め、**保安人材の持続的な育成・確保**に努めること。
- 四 スマート保安を促進し、我が国全体の産業保安水準を更に高度化する観点から、**中小事業者であっても、必要な保安の実施、大規模災害時等における迅速な設備復旧**並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための**人材・技術基盤を確立**することができるよう、保安分野における**テクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援**等、必要な実効性ある措置を講ずること。

五 略

(参考) 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和4年6月14日 参議院)

(承前)

六 小規模な太陽光及び風力発電設備に対する規制の見直しにより、**二〇五〇年カーボンニュートラルの実現**に向けて有意義な再生可能エネルギー発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、**バランスの取れた規制の運用の在り方について引き続き検討を行う**こと。

また、**基礎情報等の届出手続**については、**可能な限りデジタル技術の活用を図る**とともに、設備点検等に係る**適切なマニュアルを整備**すること等により、**事業者の負担の軽減に努める**こと。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて**立入検査等を通して十分に監視**し、その是正・改善に努めること。あわせて、**いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止**も含めて、事業者による安全規制や立地規制等の**法令遵守の徹底**等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、**十分に周知徹底及び情報提供等を行う**こと。

七 本法律案の審査において、改正事項検討の基礎となる認定事業所の法令違反件数に係る**政府資料等に度重なる誤りが発覚したことは遺憾である**。経済産業省においては、安全確保を大前提とすべき産業保安規制の見直しの検討の中で、かかる事態が生じたことを重く受け止め、**再発防止に万全を期す**こと。

1. 電気事業法改正の概要について
- 2. 小規模事業用電気工作物に係る保安規制
の詳細設計について**
3. 登録適合性確認機関に係る保安規制の詳細
設計について

2-1. 小規模事業用電気工作物に係る保安規制の概要

● 今般の電気事業法改正により、小規模な再エネ設備(太陽光:10kW以上50kW未満、風力:20kW未満)を、事業用電気工作物の新たな類型(「**小規模事業用電気工作物**」)に位置付け、事業者に以下の義務を課す。

- ① 電気工作物を技術基準に適合するように維持すること
- ② 設備の使用前に安全確認を行うこと
- ③ 国に設備の基礎情報(設備所有者、設備の種類・所在地・保安管理担当者等)の届出を行うこと

従来の区分	新たな区分	保安規制				保安規制			
		太陽光発電設備		風力発電設備		＜事前規制＞ 安全な設備の設置を担保する措置		＜事後規制＞ 不適切事案等への対応措置	
事業用電気工作物	2,000kW以上	技術基準維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査	500kW以上	技術基準維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査	定期安全管理検査
	50kW以上 2,000kW未満								
	小規模事業用 電気工作物【新設】								
一般用電気工作物	10kW以上 50kW未満	技術基準の適合	【新設】 届出 基礎情報	使用前自己確認 ※1 【範囲拡大】	20k以上 500kW未満	維持義務 【新設】 届出 基礎情報	使用前自己確認 【範囲拡大】	報告徴収 事故報告	立入検査
	10kW未満 小出力 発電設備								
				事故報告は、 10kW未満については除く					立入検査
				居住の用に 供されているものも含める。					

※ 1 太陽光発電については従来500kW以上を対象としていたが、50kW以上も省令で対象化する予定

【参考】 小規模事業用電気工作物の範囲 <太陽電池発電設備>

- 太陽電池発電設備については、**10kW以上50kW未満を小規模事業用電気工作物と位置づけ**、技術基準適合維持義務や基礎情報の届出等の義務を課すこととする。
- 10kW未満の太陽電池発電設備については、一般住宅の屋根上の設備であることが想定される。こうした設備を所有する一般住宅の居住者等に各義務を課すことは**過度な負担に繋がる**ことに加え、（一社）住宅生産団体連合会の「住宅用太陽光発電システム チェックリスト」等によって**一定の安全性が担保されている**と考えられることから、**小規模事業用電気工作物の対象から除外**する。

<太陽電池発電設備の保安規制>

出力等条件	保安規制			
	<事前規制> 安全な設備の設置を担保する措置		<事後規制> 不適切事案等への対応措置	
2,000kW以上	技術基準維持義務 技術基準の適合	保安規程の届出 電気主任技術者の選任 【新設】 基礎情報 【範囲拡大】	工事計画の届出 使用前自主検査	報告徴収 事故報告 立入検査
50kW以上 2,000kW未満			使用前自己確認 【範囲拡大】	
小規模事業用 電気工作物【新設】 10kW以上 50kW未満			使用前自己確認 【範囲拡大】	
10kW未満 小出力 発電設備			事故報告は、10kW未満については除く	居住の用に供されているものも含める。

<住宅用太陽光発電システム チェックリストの概要>

①点検の時期

- ✓ 住宅の定期点検時に併せて行う。

②点検要領

- ✓ 屋根については、築後10年目以降に目視点検（カメラによる点検も可）
- ✓ 太陽電池アレイについては、システムの設置後10年目以降に定期的に目視点検（同上）
- ✓ 接続箱及びパワーコンディショナについては、定期的に目視点検
- ✓ 点検記録を毎回更新して保存

③不具合が見つかった場合の対応

- ✓ 「確認する事象」に該当しない場合は、システム所有者に対し、専門業者に再点検若しくは補修を依頼するように促す。

【参考】小規模事業用電気工作物の範囲 <発電設備の分割対策>

- 発電設備を意図的に分割することにより、本来適用されるはずの保安規制を回避している疑義のある案件の急増を踏まえ、**再エネ特措法（FIT法）の認定に当たっての分割審査を随時強化**するとともに、本年4月に電気事業法施行規則を改正し、社会的コストの観点から、**特段の理由がないにも関わらず意図的に柵や塀によって分割して別々に系統と接続することを認めないこと**とされた。
- なお、従来の一般用電気工作物の定義では、個別の発電設備の出力が50kW未満であるという要件に加え、**同一の構内に設置され、電気的に接続される設備の出力の合計が50kW未満であることを要件として設けている**ところ。構内の太陽電池発電設備を10kW未満に分割することにより保安規制の回避が行われることのないよう、「小規模事業用電気工作物」の**要件についても厳格化・明確化**していく。

【参考】FIT法・電気事業法施行規則における分割対策（措置済）

引用： 第41回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2021年11月18日） 資料5 地域分散リソースの導入拡大に向けた事業環境整備について

【論点】「一の需要場所」に係る規定の見直し

- 本来分割する必要のない発電設備を分割することは、以下観点から、**社会的コストが大きい**。

- ① 本来適用される**保安上の規制を回避する社会的不公平**
- ② **一般送配電事業者の管理コストの増加による電気料金への転嫁の発生**
- ③ **不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生**

- こうした発電設備の分割を防止するためには、**特段の理由がないにも関わらず分割された発電設備群について、「一つの発電設備」としてみなすことが必要**。

- 現在、電気事業法施行規則において、分割された各発電設備は、それぞれ「一の需要場所」として**規定**されるため、それぞれ引込線を引き、**系統と接続**することができる。

- このため、電気事業法施行規則に規定する「一の需要場所」に係る「柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内」という定義規定において、「ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。」といった除外規定を措置することとしてはどうか。

- なお、FIT対象の発電設備については、既に、特段の理由がない発電設備の分割を防止するため、FIT法施行規則において、必要な規定を措置しているところ。

（参考）分割された発電設備の設備形態例

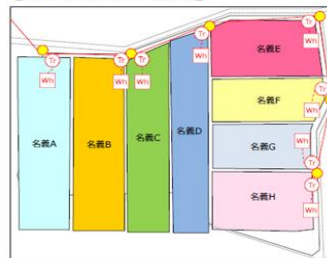
【分割の設備形態例】



【主な設備形態等の比較】

	分割した発電設備	分割前の発電設備
電圧区分	低圧	高圧
発電設備	49.5kw×3箇所	150kw×1箇所
設備構成 (想定)	・変圧器 × 3台 ・低圧引込線 × 3箇所 ・計量装置 × 3セット	・高圧引込線 × 1箇所 ・計量装置 × 1セット
事前規制 (工事計画の届出、使用前自主検査、使用前自己確認)	不要	必要
主任技術者	不要	必要

【分割の設備形態例】



【主な設備形態等の比較】

	分割した発電設備	分割前の発電設備
電圧区分	低圧	高圧
発電設備	49.5kw×8箇所	400kw×1箇所
設備構成 (想定)	・高圧線×6径間、支持物×6本 ・変圧器×8台、低圧引込線×8箇所 ・計量装置 × 8セット	・高圧引込線 × 1箇所 ・計量装置 × 1セット
事前規制 (工事計画の届出、使用前自主検査、使用前自己確認)	不要	必要
主任技術者	不要	必要

2－2.今後の制度詳細具体化にあたっての論点について

- 今後の制度具体化にあたっては、省令委任事項や国会審議での指摘等を踏まえ、
- **1、基礎情報の届出内容や届出方法**
- **2、使用前自己確認の際の設備の確認方法・確認結果の届出内容**
- **3、制度の周知方法**

について、具体化を進めていく必要がある

【1-1】 基礎情報 <届出内容>

- 今後、小規模事業用電気工作物の設置者が行うこととなる基礎的な情報の届出は、他の事業用電気工作物における電気主任技術者の選任や保安規程作成の代替という位置づけ。
- この趣旨に踏まれば、基礎情報の内容は、(1)設備やその設置者に係る情報が過不足なく含まれていること、(2)電気工作物に係る保安体制が確認できること、という条件を満たすことが必須。
- 届出内容については、上記条件を満たしつつ、設置者の届出手続の負担を最小化するよう必要十分な情報に絞り込んではどうか。

<基礎情報届出の届出事項（イメージ）>

(1) 設備や設置者に係る基本的情報	
設置者	◆ 事業者名
	◆ 代表者名
	◆ 事業者の住所
	◆ 電話番号、メールアドレス
設備	◆ 事業名
	◆ 電気工作物の種類、出力規模
	◆ 電気工作物の所在地(住所)
(2) 保安体制に係る情報	
保安体制	◆ 保安管理担当者名 (保守管理業務の受託者含む)
	◆ 点検頻度 ※業界団体が推奨する点検頻度に基づく場合にはチェックのみ



<通常の事業用電気工作物に係る規制>

- **保安規程**
電気工作物の工事、維持、運用に係る
 - ✓ 組織体制
 - ✓ 巡視・点検・検査
 - ✓ 計画・改善
 - ✓ 災害等の非常時の対応 等※その他、保安教育、文書管理等も規定。
- **主任技術者**
 - 電気工作物の工事、維持、運用に関する保安の監督

【１－２】 基礎情報 **＜既設設備への届出義務＞**

- 今般の法改正により小規模な再エネ発電設備が「**小規模事業用電気工作物**」に位置づけられることに伴い、**現在60万件以上導入されている既設の設備**についても、**技術基準適合維持義務※に加え、改正法附則第4条により基礎情報の届出も課される**（使用前自己確認は対象外）。

※適合すべき技術基準は原則として**設置時点**のもの。

- しかしながら、**FIT認定**を取得している小規模事業用電気工作物については、**資源エネルギー庁が事業者や電気工作物に係る情報を取得・保有**しており、それらの情報は、今般の**基礎情報の届出内容と重複**する部分が多い。
- したがって、**FIT認定を受けている既設の設備**については、事業者の事務負担軽減のため、**基礎情報の届出を求めない※**こととしてどうか（この場合、事故発生時など設備またはその設置者の情報が必要な場合には、その必要な限度において同庁から情報を入手）。

※FIT認定を受けていない既設の設備については、施行から6月以内に届出が必要。

- なお、既設の設備について、以下の場合には**FIT認定の有無にかかわらず**届出を求める。
 - ①基礎情報の項目に変更があった場合
 - ②小規模事業用電気工作物には該当しなくなった場合（廃止を含む）

	R4年度							R5年度											
	4	5	6	7~12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施行日以降に設備の使用を開始する場合			公布			着工	施行	完成	自己確認、届出	使用開始		変更の工事		自己確認、届出	使用開始		基礎情報の変更		遅滞なく届出
施行日前から設備の使用を開始している場合		着工		完成	使用開始				6月以内 ※FIT認定を受けていない設備に限る。								※変更の工事や基礎情報に変更があった場合は、新設と同様。 FIT認定の有無にもよらない。		

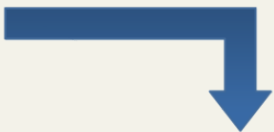
【2－1】使用前自己確認制度 <確認項目>

- 使用前自己確認における具体的な確認項目や方法等は、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で明記されているところ。現状の当該解釈における再エネ発電設備の確認項目は、主に電氣的なリスクに関係するものとなっている。
- 今般の法改正の趣旨を踏まえ、構造的なリスクについても確認するため、構造・基礎に係る項目を追加するとともに、そのエビデンスを添付書類として求めることとしてはどうか。
- 他方、新たに使用前自己確認制度の対象とする小規模事業用電気工作物は、電氣的なリスクが比較的低いことから、電氣的な確認項目の合理化や確認方法の簡略化をしてはどうか。

<現行の確認項目>

- ①外観検査
- ②接地抵抗測定
- ③絶縁抵抗測定
- ④絶縁耐力試験
- ⑤保護装置試験
- ⑥遮断器関係試験
- ⑦総合インターロック試験
- ⑧制御電源喪失試験
- ⑨負荷遮断試験
- ⑩遠隔監視制御試験
- ⑪負荷試験（出力試験）

電氣的リスク



小規模事業用電気工作物の電氣的リスクに鑑み、以下のような確認項目の削除や確認方法の簡略化を検討

- ✓ 高圧以上の設備に求めている項目・方法
- ✓ 第三者認証機関による認証を受けている項目・方法

等

<追加の確認項目>

- ①支持物の架構
 - ②基礎及びアンカー
- 等



<添付書類>

- ①配置図（レイアウト図）
 - ②構造計算書（傾斜地に立地している場合などリスクの高い設備に限る）
- 等

構造的リスク

【2-2】 使用前自己確認制度 <太陽電池発電設備の適用対象拡大>

- 今般の電気事業法改正により小規模事業用電気工作物に位置付けられる10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備が新たに使用前自己確認制度の対象とされることとなるが、それに合わせて現状は使用前自己確認制度の対象外である50kW以上500kW未満の太陽電池発電設備についても、同様に使用前自己確認を求めることとする。
- またその際、昨今の太陽電池発電設備の事故状況等に鑑みるに、設備の電气的リスクのみならず、構造的リスクについても把握すべきであることから、50kW以上500kW未満の太陽電池発電設備の使用前自己確認制度においても支持物の確認項目の拡充をすべきではないか。

<太陽電池発電設備への対応>

出力条件	技術基準 適合性確認 (電気設備)	技術基準 適合性確認 (支持物)
2,000kW以上	工事計画届出	
500kW以上 2,000kW未満	使用前自己確認	△※
50kW以上 500kW未満	×	×
10kW以上 50kW未満	×	×

<改正電事法施行にあわせて実施する措置>

- ① 使用前自己確認制度における「支持物」の確認項目の追加
- ② 500kW未満の太陽電池発電設備の使用前の自己確認を制度化

<改正電事法による措置>

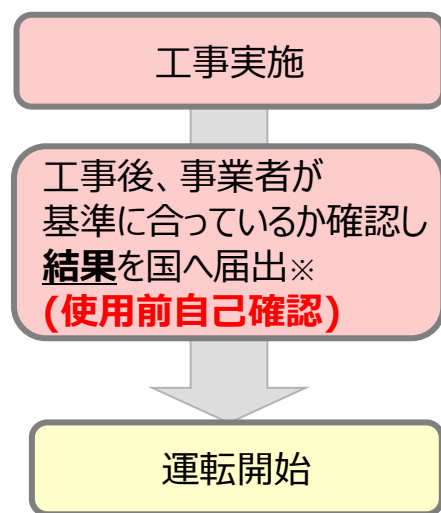
新たに「小規模事業用電気工作物」として規制

※技術基準の適合性確認を求めているが、その確認方法については、支持物については詳細にリスト化されていない。

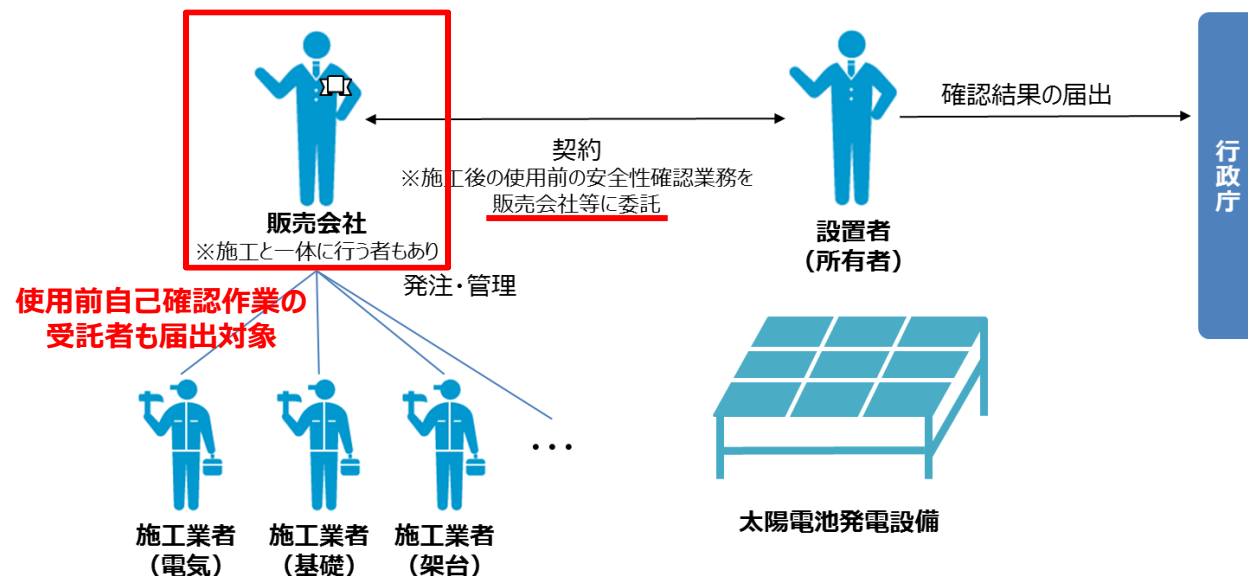
【2－3】使用前自己確認制度 <確認業務の外部への委託>

- 今後、小規模事業用電気工作物に対しても使用前自己確認制度が適用されることから、当該電気工作物の設置者には、運転開始前に自らの設備が技術基準に適合しているかどうかを確認し、その確認結果を経産省への届出義務が課されることとなった。
- しかしながら、再エネ発電設備の場合、こうした運転開始前の安全性確認の確認作業自体は、専門事業者（施工業者やO&M事業者等）が実施する場合も想定されることから、これを制度上認めるとともに、当該作業の受託者の情報（名称・氏名、住所、連絡先等）も併せて収集していく。

<使用前自己確認の流れ>



<設置者と確認業務の受託者との関係（イメージ）>



【3-1】制度周知 <広報活動>

- 小規模事業用電気工作物の設置者は、その数が非常に多く、また中小企業や個人事業主等が多く含まれることが想定されるため、新たな制度の円滑な開始に向け、十分な周知が極めて重要。
- 具体的には、チラシやポスターなどの紙媒体や特設サイトによる周知を想定しているが、より効果的な方法があれば追加を検討していく。
- 加えて、一元的な問い合わせ窓口（コールセンター）を設置し、万全な体制を確保する予定。

<広報活動等>

【チラシ・ポスター等】

- チラシ・パンフレット（Q & A）：1万部
- ポスター：100部
- WEB広告
- 当省HP特設サイト構築（概要(チラシ、動画等)、FAQ、チャットボット等）

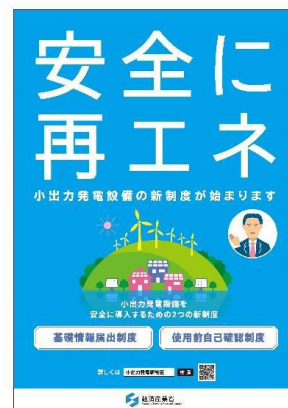
【動画作成】

- 制度(基礎情報届出、使用前自己確認)の概要
- 使用前自己確認の項目、確認方法等（太陽光、風力の2バージョン）
- 国への届出等の仕方等（オンライン申請含む）

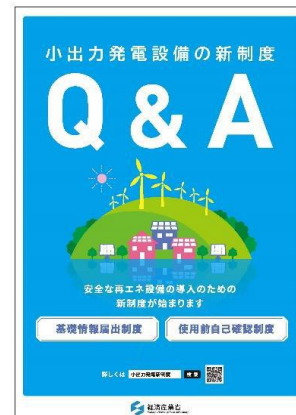
【コールセンター設置・運営】

- 令和4年10月～令和5年3月を予定

ポスター



チラシ・パンフレット



特設サイト設置



コールセンター設置

※デザインはイメージ

【3-2】制度周知 <使用前自己確認の方法等に関する講習会の開催>

- 今般の改正により、使用前自己確認制度の**対象者が大幅に増加**し、また、**構造的リスクに関する新たな確認項目が追加**されることから、**点検の内容やポイント等を伝える講習会**を用意し、その内容を幅広く周知していく。
- なお、小規模事業用電気工作物の使用前自己確認は、設置者が実施する場合のみならず、外部※へ委託する場合もあると考えられることから、こうした事業者も、講習会の受講者として想定。

※施工業者（工務店、電気工事士等）、O&M事業者、メーカー、販売店等

<講習会のイメージ>

【対面開催】

- 実施時期：令和4年10月～令和5年3月
- 開催場所：全国主要都市等30箇所以上
- 所要時間：1講習会当たり1日（終日）を予定
- 実施内容：
 - ✓ 制度(基礎情報届出、使用前自己確認)の概要
 - ✓ 使用前自己確認（太陽光、風力）の項目、確認方法等
 - ✓ 国への届出等の仕方等（オンライン申請含む）
 - ✓ 効果測定（小テスト等）・修了証交付

【オンライン開催】

- 2回（太陽光、風力）実施
- 内容は、基本、対面開催と同じ

※**講習修了者は、受講者自らが希望しない場合を除き、経産省HP等にて原則公表**

(参考) 小規模事業用電気工作物の規制見直しに係る想定スケジュール

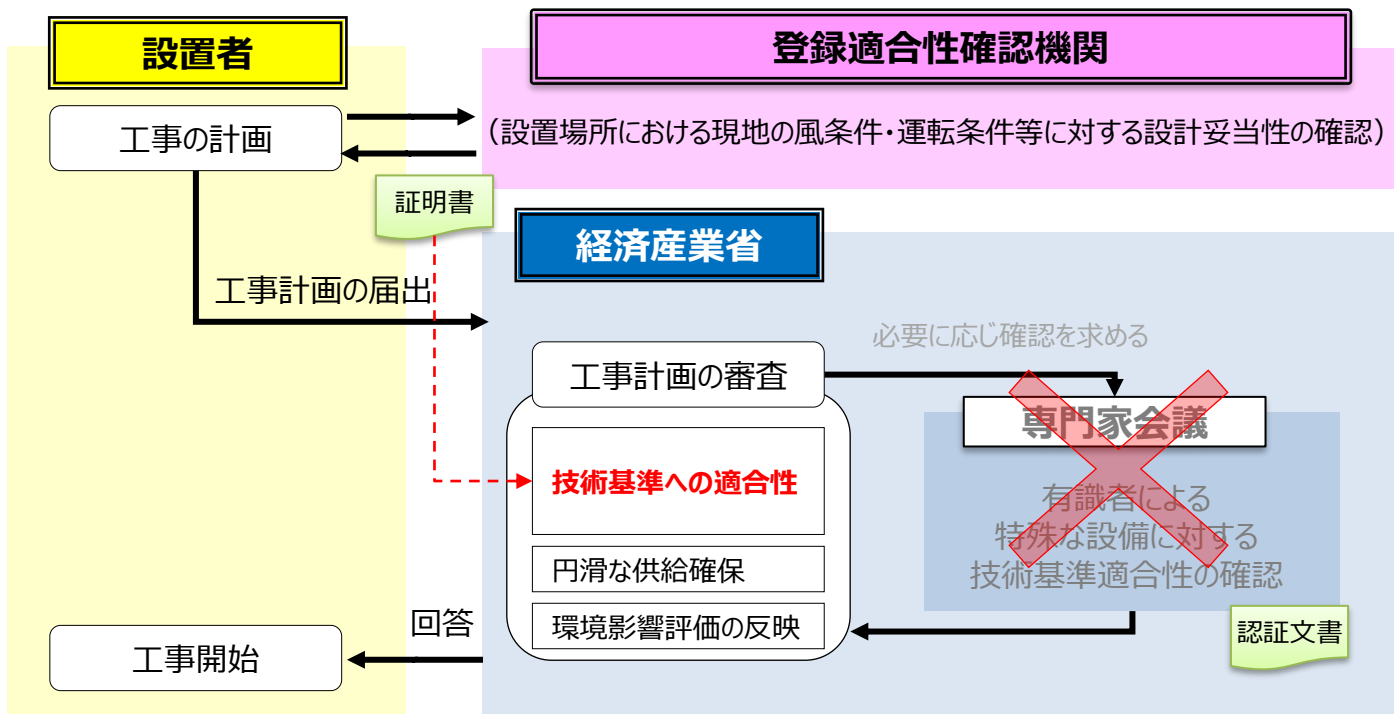
	R4年度									R5年度
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
法律										施行
DB 小規模							DB 暫定リリース	内部運用		外向け公表 →本格運用
基礎情報										基礎情報 制度開始
使用前自己確認				確認マニュアル 公表						使用前自己確認 制度開始
				使用前自己確認の方法に関する研修実施						
制度周知				制度に関する周知活動実施 (パンフ配布・動画公表、FAQ公表、チャットボット等整備)						
				コールセンター設置						

1. 電気事業法改正の概要について
2. 小規模事業用電気工作物に係る保安規制
の詳細設計について
- 3. 登録適合性確認機関に係る保安規制の詳細
設計について**

3-1. 登録適合性確認機関制度の概要

- 今般の電気事業法の改正により、専門的知見を有する事業者を「登録適合性確認機関」と位置づけ、電気工作物の設置者が経産省へ工事計画を届け出る前に、当該機関が技術基準への適合性を事前に確認する制度（登録適合性確認機関制度）を創設。
- 本制度の対象は、当面は風力発電設備に限定。登録適合性確認機関は、風力発電に特有の設備（ナセル、支持物、基礎等）に係る技術基準適合性を確認し、適合する場合にはその旨を記載した証明書を発行。

<風力発電設備の工事計画確認の流れ>

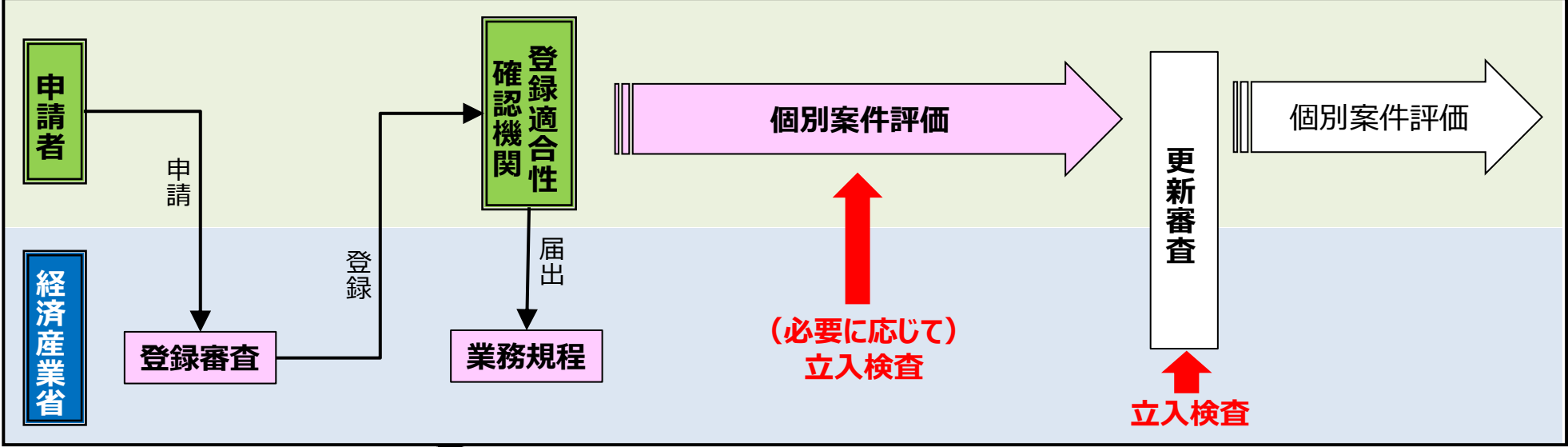


3-2. 登録適合性確認機関制度に係る登録手続とその論点

- 経済産業省は、①風力発電設備の性能を評価可能な高い専門性を有すること、②公正・中立に審査を行うことができることという観点から、登録適合性確認機関を厳格に審査する必要。
- 加えて、運用に当たっては、③技術基準への適合性確認審査の迅速化及び④技術基準等の不断の見直し（改善）に努める必要。

※登録適合性確認機関は、業務規程を届け出た上で確認業務を開始。経済産業省は、登録更新（政令で定める期間：3年）の審査時のみならず機動的に立入検査を実施し、同機関による適切な審査を担保。

＜登録適合性確認機関の登録手続きイメージ＞



＜登録適合性確認機関制度に係る論点＞

- (1) 適合性確認を行う能力の適正な評価
- (2) 登録機関の公正性・中立性の担保
- (3) 審査の迅速化
- (4) 技術基準等の不断の見直し

①適合性確認を行う能力の適正な評価

- 登録適合性確認機関は、技術的な観点から個別の風力発電設備に係る工事計画を審査し、それが技術基準に適合していると認められる場合には証明書を発行する。こうした事務を的確に実施していくためには、①信頼性のある証明書を発行できる組織体制と、②風力発電設備に係る技術基準を熟知し設備の安全性を総合的に評価できる能力、の両方が備わっていることが必要。
- 経済産業省による登録審査では、特に、①組織体制については製品認証機関の認定等の客観的なエビデンス、②評価能力については登録審査における適用基準や申請者の過去の技術評価実績について、重点的に確認することとしてはどうか。

<登録審査における技術基準への適合性を確認する能力の評価軸>

①組織体制

- 信頼性のある証明書を発行することができる組織としての能力を確認。
- ✓ 組織マネジメントの能力を証明する客観的なエビデンス（案：製品認証機関の要求事項 ISO/IEC 17065の認定 等）
- ✓ コンプライアンス体制の確保
- ✓ 欠格条項の有無 等

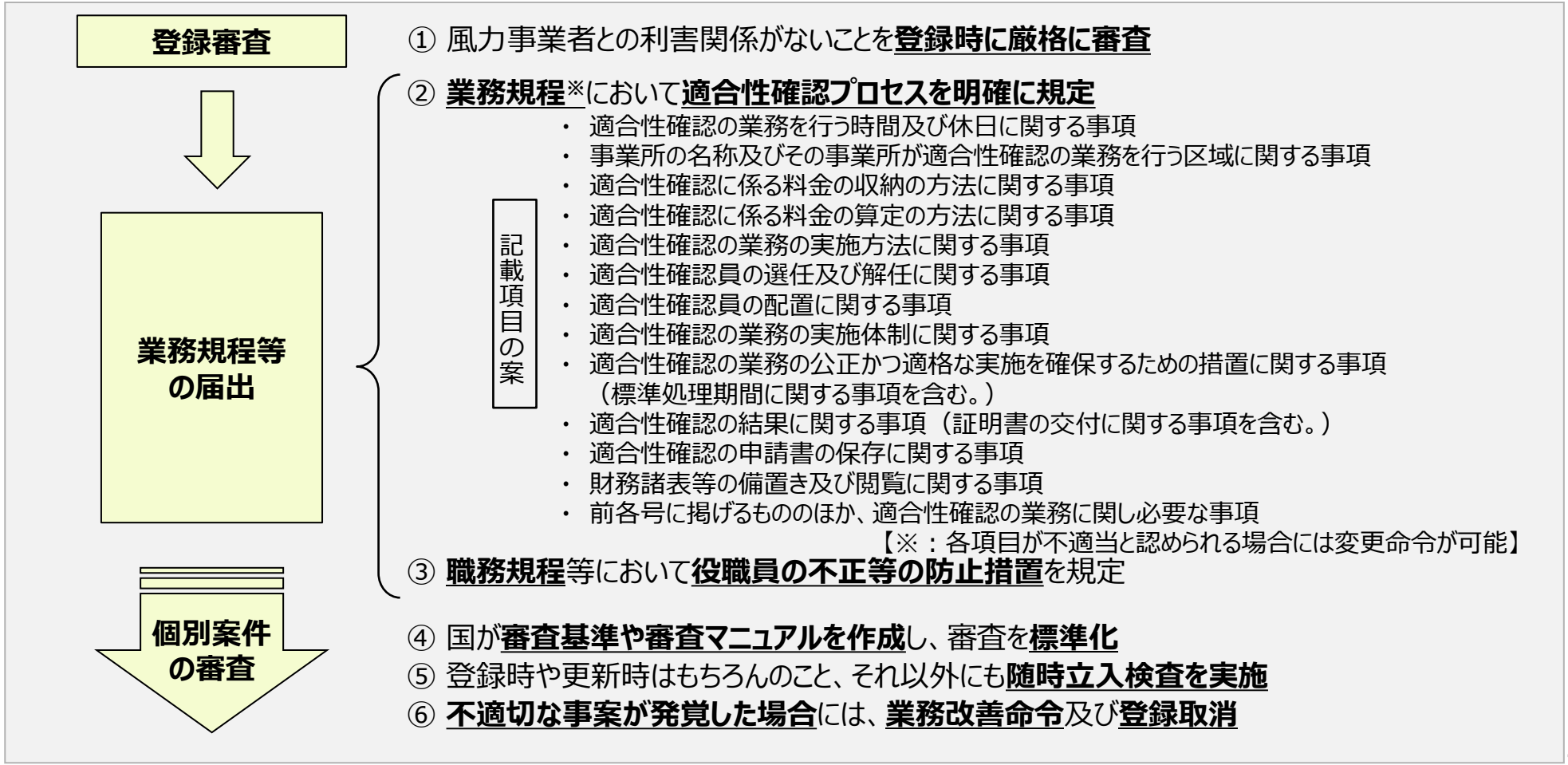
②評価能力

- 風力発電設備に係る技術基準に精通し、それに基づき設備の安全性を総合的に評価することができる能力を確認。
- ✓ 電気事業法第69条第1項第2号に該当する学歴ないし実務経験を有する者の有無
- ✓ 適用基準（JIS、IEC、風力発電技術基準など）への準拠
- ✓ 過去の技術評価の実績 等

②登録適合性確認機関の公正性・中立性の担保

- 登録適合性確認機関は、国による工事計画の審査の一部を担うため、その審査の信頼性が揺らいではならず、公正かつ中立な立場から確認業務を行う体制を継続的に確保することが重要。
- そのため、経産省としては、当該機関の登録にあたり、その適切性を厳格に審査することから始まり、当該機関が確認業務を開始した後も、立入検査等を実施し、国による監督を確実に実施する。

<登録適合性確認機関の公正性・中立性担保の取組>



③審査の迅速化

- 洋上風力発電設備の設置にあたっては、電気事業法に基づく工事計画届出のみならず、港湾法や船舶安全法（浮体式の場合）に基づく事前審査も必要となる。
- 現在の運用では、第三者認証機関が発行するウインドファーム認証を工事計画審査の参考情報として活用。当該認証を発行している日本海事協会（Class NK）は、港湾法の登録確認機関である沿岸技術研究センター（CDIT）と、審査書類を共通化して合同審査を実施している。
- 今後、登録適合性確認機関に対しても、こうした審査迅速化の取組を求めています。

<(参考) 現行審査での一本化イメージ>

令和2年12月25日
洋上風力産業ビジョン（第1次）P17より

②審査の一本化

①安全審査の合理化

第三者認証機関（ウインドファーム認証）
第三者認証機関（日本海事協会）において
現地のサイト条件（軟弱地盤等）を勘案し、
発電用風力設備として適切に設計されているか
事前に確認

経済産業省（工事計画の届出）

- ✓ 電気事業法に基づく発電用風力設備の適合性確認は
原則ウインドファーム認証書の添付でクリア
- ✓ 絶縁性などの電気設備の適合性確認や工事計画としての
妥当性確認は引き続き実施

審査に
必要な
書面

国土交通省
登録確認機関（沿岸技術研究センター）において、
港湾法に基づき、海象等の諸条件を勘案し、
係留施設として適切に設計されているか確認
（※浮体式の場合は船舶安全法に基づく審査を実施。
すでにウインドファーム認証と一本化済）

凡例

第三者認証

法定手続き

④技術基準等の不断の見直し

- 今後、風力発電の導入拡大、設備の大型化、関連技術の進歩が見込まれるところ、各々の機関に対する厳格な登録審査に加え、適合性確認の適用基準の妥当性を定期的に確認することも重要。
- したがって、今後の制度運用に際しては、各登録機関が実施した評価実績の内容を定期的にサンプリングし、それを国が確認していく。加えて、学識経験者により構成されるアドバイザリーボードを設置し、技術革新の動向等に照らした規制や確認手法の妥当性という観点で確認いただき、国が策定する技術基準や登録審査基準の継続的な見直しに活用する仕組みを導入してはどうか。

<技術基準等の継続的な見直しに向けた確認フロー>

